

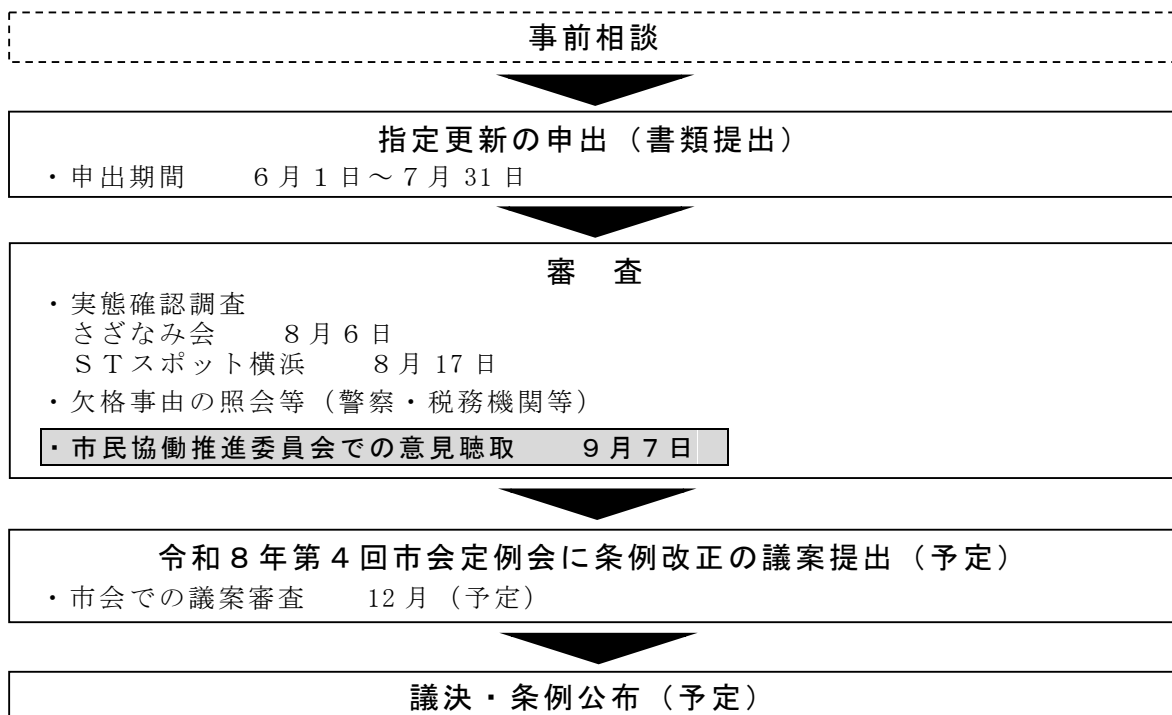
特定非営利活動法人の条例指定について

令和 8 年度第 1 回の申出期間中に、次の法人から指定更新の申出があり、「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」に基づき、審査を行いましたので、同条例第 4 条第 2 項の規定により、委員会のご意見をお聴きいたします。

1 申出状況等

- (1) 申出期間（令和 8 年度第 1 回）
令和 8 年 6 月 1 日（月）～ 7 月 31 日（金）
- (2) 申出法人
特定非営利活動法人 S T スポット横浜（指定更新）【別紙 1-1】
特定非営利活動法人 さざなみ会（指定更新）【別紙 1-2】
- (3) 指定基準の適合についての資料
 - ア 申出法人の概要
 - イ 申出法人の指定基準適合表
 - ウ 申出法人の指定基準 2 の適合確認内容

2 申出から指定更新までの流れ



3 参考資料

- (1) 特定非営利活動法人（NPO 法人）制度の概要 【別紙 1-3】
- (2) 条例の改正（予定）の内容 【別紙 1-4】

【関係法令】「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」第 4 条第 2 項（抜粋）

市長は、前項の規定により指定のために必要な手続を行おうとするときは、あらかじめ、当該手続を行うことについて横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 17 条第 1 項に規定する横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人ＳＴスポット横浜
代表者の氏名	理事長 小川 智紀
主たる事務所の所在地	横浜市西区北幸一丁目 11 番 15 号 横浜ＳＴビル地下 1 階
設立年月日	平成 16 年 6 月 29 日
定款に記載されている目的	この法人は、舞台芸術を中心としたアートと市民社会の新しい関係づくりを推進するとともに、アートの持つ力を現代社会に活かし、より豊かな市民社会を創出することを目的とする。
活動分野	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
事業の概要	(1) ＳＴスポットを中心とした芸術文化施設の運営管理 (2) 舞台芸術を中心としたアートプロジェクトの創造発信 (3) 舞台芸術を中心としたアウトリーチや教育普及、交流促進 (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
活動地域	横浜市全域

申出法人の指定基準適合表

別紙1-1-2

法人名：ＳＴスポット横浜

	要件	確認した書類等	判定
指定基準 1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、法人ホームページ等	適合
指定基準 2	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	【別紙1-1-3】申出法人の指定基準2の適合確認内容 を参照	適合
指定基準 3	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 役員の総数のうちに役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の就任状況一覧	適合
	イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の就任状況一覧	適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること		
	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類 ■寄附者名簿	適合
	(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類 ■寄附者名簿	適合
指定基準 4	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと	■事業報告書等 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
	イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書等 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
	ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書等 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物	適合
	(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■給与台帳 ■役員報酬規程 ■給与規程 ■総勘定元帳 ■活動計算書	適合
指定基準 5	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること		
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	■申出書類の控え	適合
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	■申出書類の控え	適合
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	■役員報酬規程 ■給与規程	適合
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類	■帳簿書類一式	適合
	オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類	—	—
	カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類	■助成実績関連書類	適合

	要件	確認した書類等	判定
指定基準 6	事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合
指定基準 7	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類等	適合
指定基準 8	設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること		
欠格事由	(1) 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいない		
	ア 指定の取消しがあった日以前 1 年以内に理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	イ 認定又は特例認定の取消しがあった日以前 1 年以内に理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から 5 年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ 5 年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(4) 特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合
	(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合
	(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合
	(8) 次のいずれかに該当する法人		
	ア 暴力団	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
	イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合

申出法人の指定基準 2 の適合確認内容

別紙1-1-3

【指定基準 2】地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

法人名：S T スポット横浜

要件	確認した書類等	法人の指定更新申出書の内容（一部要約）
(1) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である ※次のア～オの項目を総合的に判断		
ア 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	■事業報告書等 ■事業計画書、活動予算書 ■委託契約書 ■協定書 ■交付決定通知書 ■パンフレット、広報誌 ■法人ホームページ	・横浜市の文化施設である小劇場「S T スポット」の施設運営を行っている。 ・横浜市芸術文化教育プログラム推進事業の一環として、横浜市芸術文化教育プラットフォーム事務局（横浜市を含む4者）の事務局代表を担っている。本事業では、横浜市立の小・中・義務教育・特別支援学校に芸術家が出向き、教員と協働し、文化芸術体験を行っている。横浜市より「横浜の未来を担う子どもたちの豊かな創造性や感受性を育むために必要な、次世代育成事業であり、芸術文化に触れ創造活動を体験する機会を提供することで、表現力やコミュニケーション力等を養うことができる。」との評価を得ている。 ・横浜市地域文化サポート事業として、ヨコハマアートサイト事務局（横浜市との2者）の事務局代表を担っている。横浜市より「地域に根差した事業展開を支援できている。また、研修会等の実施を通じ、アーティスト・市内文化施設・地域のネットワーク強化が図られ、市域全体としての波及性がある。」等の評価を得ている。 ・横浜市子どもの文化体験推進事業の一環として、みちくさアート事務局（横浜市を含む3者）の事務局代表を担っている本事業では、市内のこどもの居場所等（放課後キッズクラブ、児童相談所、児童養護施設、障害児施設等）において、芸術文化に触れ、創造活動を体験する機会を提供している。 ・令和8年度より、横浜市こどもアートセンター等実施事業の一環として、横浜市こどもアートセンター事務局（横浜市との2者）の事務局代表を担っている。市内のこどもが地域で気軽に立ち寄れる場において、定期的に文化体験機会を提供する取組への助成等を通して、家庭環境等に関わらず、誰もが参加できる文化体験機会を創出する活動を行っている。上記の事業はいずれも横浜市にぎわいスポーツ文化局より負担金や助成金を受けて実施しており、市の施策に合致したものとなっている。
イ 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	■事業報告書等 ■法人提出の事業計画、収支予算、人員体制 ■総会・理事会の議事録 ■帳簿類	団体発足以来、横浜市をはじめとする行政との協働により、補助金や負担金を受け、安定的な運営を行っている。
ウ 受益の機会が一般に開かれていること	■パンフレット、広報誌 ■法人ホームページ	いずれの事業においても、ウェブサイト等でイベントの周知や事業報告書等の公開を行い、広く一般市民に対して、受益の機会を提供している。
エ 自主的・自発的に独立して行われていること	■活動資料	青山学院大学地域社会共生学部と連携し、大学生とともに、S T スポット横浜の事業全般について、共同研究による考察を行っている。
オ その他、市民の利益に資すること	■パンフレット、広報誌 ■法人ホームページ	文化芸術団体、文化施設等の関係団体から文化芸術、地域文化の相談が寄せられており、中間支援組織として相談に対応している。関係団体から市民へ文化芸術、地域文化の情報提供がされることで、市民の文化芸術、地域文化への関心を高め、参加意欲の向上に寄与している。

要件	確認した書類等	法人の指定更新申出書の内容（一部要約）
(2) 当該法人以外のものから支持されている実績がある		
ア 行政等から支持を受けている実績	■委託契約書 ■協定書 ■交付決定通知書	①横浜市からの助成・協働（横浜市にぎわいスポーツ文化局文化振興課） ・S Tスポットの施設運営費として、横浜市よりS Tスポット運営補助金を受けている。 〔期間〕 昭和62年11月2日～現在 ・横浜市、横浜市芸術文化振興財団と協働で横浜市芸術文化教育プラットフォーム事務局を運営。横浜市より横浜市芸術文化教育プログラム推進事業負担金を受け、アーティストによる授業を学校で実施。 〔期間〕 平成21年4月1日～現在 ・横浜市と協働でヨコハマアートサイト事務局を運営。横浜市より地域文化サポート事業負担金を受け、事務局運営等を行っている。 〔期間〕 平成26年4月1日～現在 ・横浜市と協働でこどもアートセンター事務局を運営。横浜市よりこどもアートセンター等実施事業負担金を受け、事務局運営等を行っている。 〔期間〕 令和8年4月1日～現在 ②神奈川県との協働（神奈川県子どもみらい局障害福祉課） ・神奈川県と協働で障害者芸術文化活動普及支援事業として、神奈川県障害者芸術文化活動支援センターの運営を行っている。 〔期間〕 令和2年4月1日～現在 ③川崎市との協働（川崎市市民文化局パラムーブメント推進担当） ・川崎市と協働でインクルーシブ音楽プロジェクト・ワークショップを運営。事務局運営等を行っている。 〔期間〕 令和7年4月1日～現在

申出法人の概要

法人名	特定非営利活動法人さざなみ会
代表者の氏名	理事長 堀合 悠一郎
主たる事務所の所在地	横浜市磯子区森六丁目 1 番 10 号
設立年月日	平成 18 年 10 月 17 日
定款に記載されている目的	この法人は、精神保健福祉知識の普及啓発のため、研修会及び学習会等を実施し、又、障害福祉サービス事業等を通じて、障害者の社会復帰、社会参加を促進し、社会的自立を図るための活動を推進することを目的とする。
活動分野	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
事業の概要	(1) 障害福祉サービス事業 (2) 地域生活支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 精神保健福祉知識の普及啓発のための研修会、学習会等の開催に関する事業 (5) 障害者自主製品の販売促進・販路拡大及び障害者の就労支援に関する事業 (6) 当事者団体の運営に関する事業 (7) 精神障害者の人権の擁護に関する事業 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
活動地域	横浜市磯子区、港南区他

申出法人の指定基準適合表

別紙1-2-2

法人名：さざなみ会

	要件	確認した書類等	判定
指定基準 1	市内で活動する特定非営利活動法人であること	■事業報告書等 ■パンフレット、法人ホームページ等	適合
指定基準 2	地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること	【別紙1-2-3】申出法人の指定基準2の適合確認内容 を参照	適合
指定基準 3	運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 役員の総数のうちに役員及びその親族等の占める割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の就任状況一覧	適合
	イ 特定の法人の役員又は使用人である者等の割合が3分の1以下であること	■年間役員名簿 ■役員の就任状況一覧	適合
	(2) 各社員の表決権が平等であること		
	(3) 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っていること	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類 ■寄附者名簿	適合
	(4) 不適正な経理が行われていないこと	■総勘定元帳 ■仕訳帳 ■給与台帳 ■伝票類 ■寄附者名簿	適合
指定基準 4	事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		
	(1) ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないこと	■事業報告書等 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物 ■法人ホームページ	適合
	イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書等 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物 ■法人ホームページ	適合
	ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行っていないこと	■事業報告書等 ■パンフレット・チラシ ■事務所掲示物 ■法人ホームページ	適合
	(2) 役員等に対し報酬又は給与の支給等に関して特別の利益を与えないこと	■給与台帳 ■役員報酬規程 ■給与規程 ■総勘定元帳 ■活動計算書	適合
指定基準 5	次に掲げる書類について正当な理由がある場合を除きその事務所において閲覧させること		
	(1) 事業報告書等、役員名簿及び定款等	■事業報告書等 ■役員名簿 ■定款等	適合
	(2) ア 指定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	■申出書類の控え	適合
	イ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	■申出書類の控え	適合
	ウ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	■役員報酬規程 ■給与規程	適合
	エ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項等を記載した書類	■帳簿書類一式	適合
	オ 事業の概要等に関する変更の届出に添付した指定基準に適合する旨を説明する書類	—	—
	カ 助成金の支給を行った場合の助成の実績を記載した書類	—	—

	要件	確認した書類等	判定
指定基準 6	事業報告書等を提出していること	■事業報告書等	適合
指定基準 7	法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実等がないこと	■特定非営利活動促進法に基づく提出書類等	適合
指定基準 8	設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること		
欠格事由	(1) 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいない		
	ア 指定の取消しがあった日以前 1 年以内に理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	イ 認定又は特例認定の取消しがあった日以前 1 年以内に理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から 5 年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	エ NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反した又は刑法204条等の罪を犯し罰金刑に処せられ 5 年を経過しない者	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	オ 暴力団の構成員等	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
	(2) 指定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(3) 認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(4) 特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書	適合
	(5) 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	■事業計画書 ■定款	適合
	(6) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■納税証明書	適合
	(7) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県税照会 ■市税照会	適合
	(8) 次のいずれかに該当する法人		
	ア 暴力団	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合
	イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	■欠格事由チェック表による誓約書 ■県警照会回答	適合

申出法人の指定基準 2 の適合確認内容

別紙1-2-3

【指定基準 2】地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人であって、当該特定非営利活動について、当該特定非営利活動法人以外のものから支持されている実績があるものであること

法人名：さざなみ会

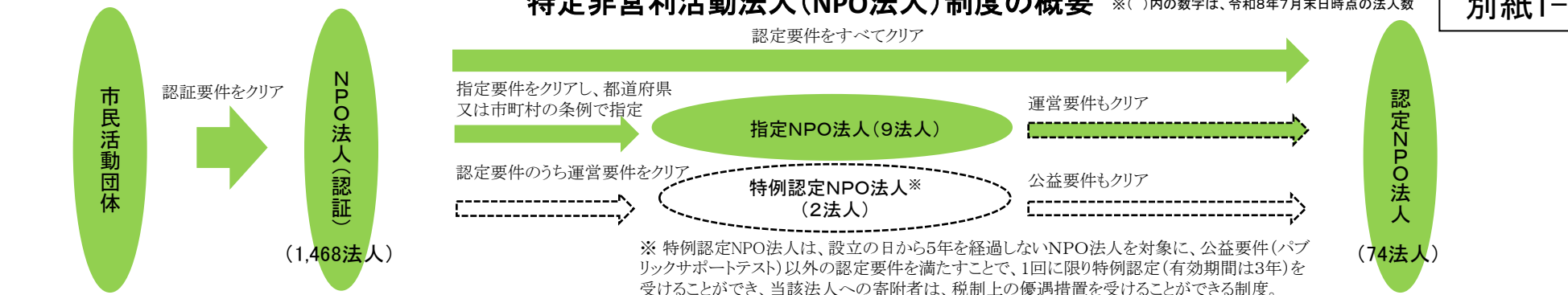
要件	確認した書類等	法人の指定更新申出書の内容（一部要約）
(1) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行う特定非営利活動法人である ※次のア～オの項目を総合的に判断		
ア 法人の行う特定非営利活動に係る事業が横浜市の施策に合致しているものであること	■事業報告書等 ■事業計画書、活動予算書 ■指定障害福祉サービス事業所に係る通知等 ■交付決定通知書 ■パンフレット、広報誌 ■法人ホームページ	・地域活動支援センターの運営を行っている。市が策定している「横浜市障害者プラン」に則り、精神障害者が創作的活動や生産活動に関わるとともに、社会との交流の促進を図れる環境を提供している。 ・就労継続支援事業B型事業所（4箇所）を運営している。「横浜市障害者プラン」に則り、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行っている。 ・計画相談事業を運営し、障害者のサービス利用者支援及び継続サービス利用支援を行っている。 これらはいずれも横浜市健康福祉局や国等から補助金、助成金を受けて実施している。
イ 事業や資金計画などに計画性があり、活動の継続性が見込まれること	■事業報告書等 ■法人提出の事業計画、収支予算、人員体制 ■総会・理事会の議事録 ■帳簿類	精神保健を考える市民団体として昭和62年に発足し、地域活動支援センターの運営など、心に障害を持つ人々の自立と社会参加を図るため、地域ぐるみの活動を進めてきた。現在は、地域活動支援センターの運営に加え、就労継続支援B型事業所（4か所）、指定特定相談支援事業所さざなみ計画相談センターの運営を行っている。
ウ 受益の機会が一般に開かれていること	■パンフレット、広報誌 ■法人ホームページ	サービスの利用者には特定の条件を設けることなく、広く受け入れている。精神障害のある方を主な対象者としているが、身体障害、知的障害など他の障害を重複して持たれている方も多く受け入れている。また、ホームページを活用し、事業所の活動周知も積極的に行っている。
エ 自主的・自発的に独立して行われていること	■パンフレット、広報誌 ■法人ホームページ	特定の団体からの資金的援助を受け、公平性を欠くサービスの提供などは一切行っていない。 法人の特徴として、障害当事者を職員（ピアスタッフ）として多く登用している。平成27年より横浜ピアスタッフ協会（YPS）という団体を立ち上げ、精神障害当事者が当事者のために支援する活動の普及啓発に努めてきた。その流れの中で、令和2年5月には神奈川精神医療人権センターを設立。精神医療における虐待問題、人権問題についての相談活動も行っており、事業所運営にとどまらず、広く精神保健福祉にまつわる諸問題について自主的に取り組んでいる。
オ その他、市民の利益に資すること	■活動資料 ■パンフレット、広報誌	各事業所における障害者の作業内容として、横浜市地域の方々の家事代行（草刈り、片付けなど）を積極的に行っており、地域住民の方達と顔の見える関係を築くことに努めている。

要件	確認した書類等	法人の指定更新申出書の内容（一部要約）
(2) 当該法人以外のものから支持されている実績がある		
ア 行政等から支持を受けている実績	■指定障害福祉サービス事業所に係る通知等 ■交付決定通知書 ■パンフレット、広報誌 ■法人ホームページ	①横浜市からの助成（健康福祉局） ・横浜市健康福祉局より補助金を受け、地域活動支援センターを運営し、障害者等へ創作的活動の機会の提供等を行っている。 〔期間〕平成20年4月1日～現在 ・国や県、市が負担する給付金を横浜市健康福祉局より受け、就労継続支援事業B型事業所、就労移行支援事業所を運営し、障害者等の就労の機会を提供し、就労支援を行っている。 〔期間〕平成25年2月1日～現在 ②国からの助成 国からの給付金を受け、相談支援事業所を運営し、障害者等のサービスの相談、マネジメント等を行っている。 〔期間〕平成30年4月1日～現在

特定非営利活動法人(NPO法人)制度の概要

※()内の数字は、令和8年7月末日時点の法人数

別紙1-3



	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと 等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (ア) 地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (イ) 当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されていること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件 (下記のいずれかを満たすこと) ア【相対値基準】経常収入額における寄附金額等の割合が5分の1以上 イ【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ウ 指定NPO法人であること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面上の形式審査	(1) 提出書類の縦覧 (2) 書面審査 (3) 法人事務所等での実態確認調査 (4) 横浜市市民協働推進委員会の意見聴取 (5) 横浜市民会での議決	(1) 書面審査 (2) 法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得 ※よこはま夢ファンド(横浜市民活動推進基金)への団体登録申請が認められると、登録団体は事業助成を受けられる。また、寄附をした個人及び企業等に対しては、ふるさと納税制度の適用が受けられる。(認定、指定も同様に適用)	(1) 税制上の優遇措置 (個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引いた金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) 認定NPO法人になるための公益要件を満たす	税制上の優遇措置 (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の40%分が所得税から、8%分が市民税から、2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間
6 根拠法令	特定非営利活動促進法	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例	特定非営利活動促進法

条例の改正（予定）の内容

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新するため、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」の別表を以下のとおり改正します。

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第29条の4の3第2項の期間	
特定非営利活動法人 S T スポット横浜	西区北幸一丁目11番15号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで	①指定更新に伴い削除
特定非営利活動法人 さざなみ会	磯子区森六丁目1番10号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで	
特定非営利活動法人 おれんじハウス	神奈川区栄町1番地の19	令和4年1月1日から 令和9年6月30日まで	
特定非営利活動法人 たんぽぽ会	旭区笹野台二丁目9番28号	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで	
特定非営利活動法人 ユースポート横浜	中区相生町3丁目61番地	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで	
特定非営利活動法人 森ノオト	青葉区鴨志田町818番地の3	令和5年1月1日から 令和10年6月30日まで	
特定非営利活動法人 こどもネットミュージアム	神奈川区鶴屋町2丁目21番地の8	令和5年1月1日から 令和10年12月31日まで	
特定非営利活動法人 こまちぶらす	戸塚区戸塚町145番地の6	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	
特定非営利活動法人 アイ・アム	磯子区汐見台2丁目3番地の3	令和7年8月1日から 令和12年7月31日まで	
特定非営利活動法人 <u>S T スポット横浜</u>	<u>西区北幸一丁目11番15号</u>	<u>令和9年1月1日から 令和13年12月31日まで</u>	
特定非営利活動法人 <u>さざなみ会</u>	<u>磯子区森六丁目1番10号</u>	<u>令和9年1月1日から 令和13年12月31日まで</u>	②指定更新に伴い追加

- ① 指定の更新の申出があった法人の名称、主たる事務所の所在地等を削除します。
- ② 条例の別表の最後に、今回指定の更新の申出があった法人の名称、主たる事務所の所在地、新しい期間を追加します。